

富田林市公告第112号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年11月20日

富田林市長 吉村 善美



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

伏見堂、横山地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年7月11日

3. 実質化された人・農地プランの内容

別紙のとおり

以上

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
富田林市	伏見堂、横山地区(伏見堂集落、横山集落)	2019年7月11日	-

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	28.49ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.32ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	9.21ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.47ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.00ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

地域内に認定農業者等の担い手になり得る中心経営体が不在で、現在の地域農業の支え手の高齢化が進んでおり、後継者が未定の耕地面積も一定規模存在する。後継者がいる場合でも農業専従者が不足しており、新たな農地の受け手の確保が必要。また、基盤整備が未実施のため接道等耕作条件の良くないほ場が多く存在する。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

伏見堂、横山地区  
 農地中間管理機構関連農地整備事業を通じて、地域の協議会が選定した担い手(3者)に農地の集約化を進める。  
 営農意向のある農業者に対して、機構事業範囲外での営農を誘導する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、175筆、125,983㎡となっている。

○農地中間管理機構の活用方針

伏見堂、横山地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、伏見堂、横山地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

○新規・特産化作物の導入方針

米等の土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物の生産に取り組む。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。